

記入例 飲食店業者

- ◎ 以下のいずれかの要件に該当する場合は、報告書の提出が必要です。
 - ① 1店舗の延床面積が500㎡以上
 - ② 京都市内のチェーン店の延床面積の合計が3,000㎡以上
 なお、①と②の両方に該当する場合は、チェーン店全体の報告書（総括票）と1店舗500㎡以上の報告書（個票）の両方が必要です。また、1店舗500㎡以上の店舗が複数ある場合は、全ての店舗分の報告書（個票）が必要です。
- ◎ 前年度の実績には、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの取組実績を記入してください。
- ◎ 今年度の計画には、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの取組計画を記入してください。

報告書兼計画書（飲食店業者）

(宛先) 京 都 市 長	令和6年 ●●月 ●●日
提出者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 〒604-0925 京都市中京区上本能寺前町●●番地	提出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) (株)京都フード 代表取締役 減量太郎 電話 075-123-4567 担当者の氏名 総務部総務課 再生花子 電話 075-123-4568

○ 令和6年6月30日までに提出してください。

フランチャイズチェーン店の場合
 ○ チェーン最上位の総本部の事業者名で提出してください。
 ○ フランチャイズ契約等に基づく商号使用权に対するギャランティや、経営指導等の関係がない事業者は、同じグループに属していても、別の主体とします。
 ○ 報告書の記入内容等について、本市職員が担当者の方に問合せをすることがありますので、報告書の作成を実際に担当される方の氏名、連絡先を記入してください。

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第17条第1項の規定により提出します。

年 度	令和6年度	
提出の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての店舗等の床面積の合計が提出の要件を満たす場合 <input type="checkbox"/> 1の店舗等における床面積が提出の要件を満たす場合	
名称、屋号又は商号	レストラン●●、カフェ▲▲	
店舗等の数	7店舗	
床面積の合計	3,456平方メートル	
店 舗 等	名 称	所 在 地
	店舗一覧表 参照	

○ 合計3,000㎡以上のチェーン店は上に、1店舗が500㎡以上の個店は下にチェックしてください。
 ○ 両方に該当する場合（合計3,000㎡以上のチェーン店があり、かつ1店舗が500㎡以上の個店が1つ以上ある。）⇒ チェーン店全体の報告書（総括票）には両方に、個店分の報告書（個票）には下にチェックしてください。

○ 店舗数は、令和6年4月1日現在で記入してください。
 ○ チェーン店の場合は、京都市内の全店舗数を記入してください。

○ 店舗数が多い場合は、記入欄を追加するか、別紙に記入してください。
 （別紙の様式は任意です。各店舗の名称、所在地、延床面積を記入してください。）

取組項目	実施状況	
	前年度の実績	今年度の計画
1 食事として提供された食品をできる限り消費することを飲食店の利用者に対して促すために必要な事項を周知する取組	<ul style="list-style-type: none"> 小盛り大盛りなど、サイズが選択できることをメニューに記載 各テーブルに、食べキリを促すPOPを掲示 	<ul style="list-style-type: none"> 前年度を取組を継続
2 飲食店の利用者から食事の一部を持ち帰ることを希望する旨の申出があったときに、衛生管理上支障がない限りこれを認めるよう努める取組	<ul style="list-style-type: none"> 食べ残しの持ち帰り希望があった場合、容器を提供（メニューに注意点を明記し掲載） 	<ul style="list-style-type: none"> 前年度を取組を継続
3 食品廃棄物等の発生を抑制するための工夫をするよう努める取組	<ul style="list-style-type: none"> データに基づき仕入れと仕込みの量を精査 食品の下処理品や加工品を利用 「京都市食べ残しゼロ推進店舗」の認定証を掲示 	<ul style="list-style-type: none"> 前年度を取組を継続
4 自ら持参した容器に飲料を入れて受け取ることで販売方法を実施し、及び容器の持参を促すために必要な事項を周知するよう努める取組	<ul style="list-style-type: none"> マイボトルでの飲料販売、「マイボトル推奨店」のステッカーを掲示（カフェ▲▲の全店） 	<ul style="list-style-type: none"> 前年度を取組を継続

【実施義務】 食べ残さない食事を促進するための取組です。
 ○ 店舗内でのPRの取組が該当します。店舗外のPRの取組は「6 上記以外の廃棄物の減量の取組」に記入してください。

【努力義務】 食べきれなかった料理の持ち帰りを希望される方に対応する取組です。

【努力義務】 食品ロスの削減に向けたサービスの実践と、そのPRの取組です。
 ○ 「京都市食べ残しゼロ推進店舗」に認定されている店舗については、その旨を記入してください。PRを行っていることとなります。

【努力義務】 飲料の提供に伴うマイボトル等への対応の実践と、そのPRの取組です。
 ○ 「マイボトル推奨店」に登録されている店舗については、その旨を記入してください。PRを行っていることとなります。
 ○ 飲料を販売していない場合は、その旨を記入してください。

チェーン店の場合、一部の店舗の優良取組は、取組内容と店舗名が分かるように記入してください。

5	使い捨ての食器の譲渡 又は使用を抑制するよう努める取組	<ul style="list-style-type: none"> • 割り箸は、希望者のみ提供（レストラン●●の全店） • その他の使い捨て食器は使用していない 	<ul style="list-style-type: none"> • 前年度を取組を継続
6	上記以外の廃棄物の減量の取組	<ul style="list-style-type: none"> • ホームページに、食品ロス削減への協力を促すPRを記載 	<ul style="list-style-type: none"> • 前年度を取組を継続

【努力義務】 使い捨ての食器類（割り箸、使い捨てのウェットティッシュなど）の提供を抑える取組です。

利用客と事業者の協働でごみの減量を図る取組のうち、上記以外の取組を自由に記入してください。

- 注1 「店舗等」とは、本市の区域内に存する店舗その他の事業の用に供する建築物をいいます。
- 2 床面積の合計の欄は、全ての店舗等の床面積の合計が提出の要件を満たす場合は当該全ての店舗等の延床面積を合計した面積を、1の店舗等における床面積が提出の要件を満たす場合はその延床面積を記入してください。
- 3 「食品」とは、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第1項に規定する食品をいいます。
- 4 「食品廃棄物等」とは、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第2項に規定する食品廃棄物等をいいます。
- 5 「使い捨ての食器」には、飲食に際して使用する物品を含みます。

店舗一覧表

提出者の氏名 (法人にあつては、名称)
(株) 京都フード
担当者の氏名 **総務部総務課 再生花子**
電話 **075-123-4568**

	名 称	所 在 地	延床面積 (㎡)
店 舗 等	レストラン●●一条店	京都市上京区・・・・・・・・	497.6
	レストラン●●二条店	京都市中京区・・・・・・・・	495.0
	レストラン●●三条店	京都市中京区・・・・・・・・	499.8
	レストラン●●四条店	京都市下京区・・・・・・・・	498.4
	カフェ▲▲三条店	京都市中京区・・・・・・・・	488.5
	カフェ▲▲四条店	京都市下京区・・・・・・・・	489.7
	カフェ▲▲五条店	京都市下京区・・・・・・・・	487.0
		合 計	3,456.0

- 4月1日現在の京都市内のチェーン店について、記入してください。
- 延床面積は、バックヤード(倉庫、事務室、調理室、通路、階段ほか)も含まれます。
- 市内の全店舗について、名称と所在地に加え、延床面積を記入してください。(様式は任意です。既存資料の添付に代えていただいて結構です。)